

「未来の上総一宮をつくる会」 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「未来の上総一宮をつくる会」と称し、事務局を代表自宅におく。

(目的)

第2条 この会は、幅広い町民の発言と行動の機会を作り、公正円滑な行政に貢献し、一宮町を、住みよく、魅力あるまちにすることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりをテーマに、問題点、解決方法等の意見を出し合う。
- (2) まちづくりをテーマに講演会等を実施する。
- (3) 町民自らのまちづくり事業を行う。

(会員・会費)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する者であって、かつ、前条の事業に参加できる者をもって構成する。

- 2 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。会費は、年額 1,000 円とする。
- 3 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

(会員の権利、義務)

第5条 会員は、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

- 2 会員は、会則その他規則を遵守する義務を負う。

(参加制限)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合は、役員会の決定により参加を制限することが出来る。

- (1) この会の名誉を著しく毀損し、または品位を貶める発言、行為のあるとき
- (2) 特定の個人、法人または団体の誹謗中傷を行ったとき
- (3) その他会員として適当でないと認められたとき

(総会)

第7条 総会は年1回、代表が召集する。また代表は必要に応じて臨時総会を招集することができる。総会は次の事項を議決する。

- 1) 年間活動計画
- 2) 予算及び決算
- 3) 会則の改正
- 4) 役員を選出
- 5) その他、総会が議決することを必要と認めた事項

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

代表	1名
副代表	1名
事務局長	1名
会計	1名
監査	1名

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第9条 この会則に定めがない事項については、代表が役員会に諮って決する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成19年6月1日から施行する。